

感染症の場合の登園について

保育園においては、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康かため及び周囲の子ども達へうつすおそれがあるため、登園を遠慮していただいております。

医師の診断及び治療を受けられ、病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、下記①～⑨の感染症については医師より「登園許可証明書」に記入してもらい、保育園へ提出してお子さんを登園させるようにしてください。その他の感染症については、医師から「登園しても良い」旨の指示を受けてから登園させるようにしてください。

◎次のような病名の時は登園を遠慮していただけます。

- | | | |
|------------------|------|-------------|
| ①インフルエンザ | ②百日咳 | ③麻疹 |
| ④流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | ⑤風しん | ⑥水痘(みずぼうそう) |
| ⑦咽頭結膜炎 | ⑧結核 | ⑨髄膜炎菌性髄膜炎 |

専門医様

現在かかっている病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園して良い」旨の指導をお願い致します。更に上記の①～⑨の感染症については下記の「登園許可書」により、保育園あてにお知らせくださるようお願い申し上げます。

【登園許可証明書】

組 園児名

上記の園児は 月 日より

登園を中止させていましたが、診察の結果、治癒しましたので

月 日より 登園しても差し支えないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印